本事業は、令和2年度第3次補正予算の成立を前提としています。

「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」 Q&A

【隼]請要件等】	
No.	ご質問	回答
1	1つの大学等(大学、短大、高専)が、取組①、取組②の双方に申請することはできますか。	可能です。
2	大学・短大で同一のLMSシステムを使用する場合、大学・短期大学部の連名で申請する事は可能ですか。	同一法人内における大学・短大について、共同での申請として差し支えありません。大学・短大のどちらかを申請代表校としていただき、申請してください。 なお、同一法人内における大学どうしの取組についても同様の取扱となります。
3	1機関からの申請上限はありますか。	大学等(大学、短大、高専)を単位 として、1つの大学等につき、取組 ①、取組②の2つの申請が可能で す。(同一法人が設置する複数の大 学等については、各大学等につき、 取組①と取組②の2つに申請する ことが可能です。)
4	他大学等と連携した取組を申請することは可能ですか。	可能です。
5	申請にあたっては、他大学等との連携は 必須ですか。	取組①、取組②とも、連携を必須とはしません。
6	連携する大学の数に上限や下限はありますか。	上限、下限はありません。ただし、 事業の内容のみならず、連携する大 学の数や連携内容についても、事業 選定の際の評価の観点の一つにな り得ます。
7	連携校に対して補助金は交付されますか。	連携校に対して文部科学省から直接補助金は交付しませんので、申請代表校から各連携校に対し、事業実施に必要な金額を配分してください。
8	申請資格として、収容定員充足率や入学 定員超過率は設定されますか。	大学教育再生戦略推進費(「再推費」)の申請資格のような入学定員 超過率等の申請資格の設定はしま

		せん。			
		ただし	、組織運	営関係と	して、連携
		事業を	実施する	が他の大学	学等を含め
		て以下	に該当す	る場合は	、申請でき
		ません	0		
		(組織	運営関係)	
		i)	学生墓	· 集停止中0	カ大学等
		. ,	J		9条の規定
					大臣の認証
					も近の評価
					型型の計画 の判定を受
					クサルでで文
		_	ナているナ		+V.) - L
		iii)	,		おいて、上
		'-			分の令和2
		· '			直近の修業
					して下段の
					場たしてい
		7.	学大いな		
			学士課	短期大	高等専
		区分	程	学	門学校
			(全学	(全学	(全学
			部)	科)	科)
		収容			
		定員	70%	70%	70%
		充足	10%	10%	10%
		率			
		iv)	「私立大	学等経常	費補助金」
		15	こおいて、	定員の死	た足状況に
		俘	る基準に	メ外の事F	自により、
		育	前年度にプ	下交付又は	は減額の措
			る・食に		31,1,12,112,12
9		_			が直接申請
	用機関法人が含まれていましたが、今回	, , , ,	., 5 , 5 , 5 ,	VI- 3/2/	ただし、大
	の公募では、対象に含まれますか。				ただし、ハ 隽機関とし
	シム分へは、水水に白めれるサル。		1 5.5.		元候関とし 人が含まれ
				えありま	
10					組の中心と
10			· - · · · · -		
	ちらか一方の大学から申請すれば良いですか、(それぞれの大学等から中請す				ください。
	ですか。(それぞれの大学等から申請す	,			申請する必
	る必要はありますか。)また、申請時点	要はあ	りません	。)なお、	申請時点

	T	
	で連携相手方と合意が必要ですか。	で全ての連携先の合意を得ている
		ことが必要です。
11	大学等が完成年度を迎えていない場合、	大学等が完成年度を迎えていない
	本補助金の対象外ですか。	場合は、本補助金は申請できませ
		h。
12	申請資格のⅲ)「修業年限期間中、連続	例えば、修業年限が4年生の大学の
	して収容定員充足率を満たしていない	場合、平成29年度~令和2年度に
	大学等」の「連続して」とは、どのよう	おいて、収容定員充足率が70%を
	な場合ですか。また、学士課程(全学部)	満たさない場合は申請資格を満た
	とは、学部それぞれで収容定員充足率を	しません。また、収容定員充足率に
	確認し、それぞれで70%以上でなけれ	ついては、全学の合計で満たしてい
	ばならないということですか。それと	る必要があります。
	も、各学部でみるのではなく、全学収容	
	定員に対する充足率としてみるのです	
	か。	
13	申請資格を満たさずに申請し、事後に資	申請資格がない場合、申請できませ
	格がないことが判明した場合はどうな	ん。万が一、申請資格を満たしてい
	りますか。	ないにも関わらず、申請した場合
		は、申請を取り下げるのみにとどま
		らず、新たに公募するその他の事業
		に申請できなくなることがあり得
		ますので、申請者において申請資
		格・要件等を提出前に入念に確認し
		てください。
	X推進計画等】	
No.	ご質問	回答
14	大学全体の「DX推進計画」の提出が必	大学等における教育の高度化に資
	要とのことですが、大学全体の教育に関	するDXの推進計画を確認する予定
	するDX計画を指していますか。研究、	ですが、研究や業務運営等を含めた
	業務運営、社会貢献、病院等を含めた計	「DX推進計画」を記載いただいて
	画とする必要はありますか。	もかまいません。
15	「ワンキを出す」にようし、こうからけば	
	「DX推進計画」において、KPIの設定は	計画の効果を測定し、検証するため
	TDX推進計画」において、KPIの設定は 必要ですか。	計画の効果を測定し、検証するにめの定量的な目標値を設定しておく
16		の定量的な目標値を設定しておく
16	必要ですか。	の定量的な目標値を設定しておく ことが望ましいと考えられます。
16	必要ですか。 「DX推進計画」は、何年単位で作成す	の定量的な目標値を設定しておく ことが望ましいと考えられます。 特段の決まりはありません。各大学
16	必要ですか。 「DX推進計画」は、何年単位で作成す	の定量的な目標値を設定しておく ことが望ましいと考えられます。 特段の決まりはありません。各大学 等において実現可能な計画を作成
	必要ですか。 「DX推進計画」は、何年単位で作成すれば良いですか。	の定量的な目標値を設定しておく ことが望ましいと考えられます。 特段の決まりはありません。各大学 等において実現可能な計画を作成 ください。

	名称は「DX推進計画」とする必要はありますか。	だくことは可能です。なお、本事業の申請に当たり、策定済みの計画を本事業の申請様式にて改めて記載いただく必要があります。 (申請書類の1つとして、各大学における「DX推進計画」や別の名称の同趣旨の計画が必要なのではなく、申請書類の中の調書において、「大学全体のDXを推進する計画」を記載・説明いただく項目があるという意味です。なお、詳細については申請書類をご確認ください。)
18	他大学等と連携した取組を行う場合、各大学等における「DX推進計画」も連携した内容になっている必要はありますでしょうか。	連携した内容となっている必要が あります。
19	DX推進計画の履行状況報告は必要ですか。	履行状況の指すところが正確に分かりかねますが、本事業における取組については、適宜進捗の状況について報告求める可能性があります。
20	他大学等と連携した取組を行う場合、 DX推進計画には、各大学等のDX推進 計画を記載する必要がありますか。各大 学等のDX推進計画を記載しなければな らない場合も枚数はA4 5枚以内とす る必要がありますか。	他大学等と連携した取組を行う場合のDX推進計画については、申請代表となる大学等のDX推進計画を記載してください。その際、DX推進計画の中に他大学と連携して取組を実施する旨を、⑥その他特記事項欄に役割分担等を記載し、A45枚以内に収まる範囲で他大学と支払いません。(計画調書について記載いただくな考資料において記載いただくとも可能ですが、この場合も3枚程度の範囲内で記載してください。)
21	取組1、取組2の両方に申請する場合、計画調書の『1.事業者における機関全体の「DX推進計画」』は、全く同じ内容でないといけませんか。	取組1、取組2の両方に申請する場合、計画調書の『1.事業者における機関全体の「DX推進計画」』は、同じ内容であることを想定しておりますが、一言一句同じ文言でなけ

	ればならないわけではありません
	ので、計画の内容と齟齬のないよう
	に申請に合せて書き方を変えてい
	ただくことは構いません。

【取		
No.	ご質問	回答
22	既に取組①、取組②に示されている内容	既存の取組を基礎として、その成果
	を実施している場合は、本事業の対象に	をもとに発展的な取組、更なる高度
	はなりますか。	化を目指す取組は対象です。
23	取組②は、理工系や医歯薬保健系のみが	教育内容の高度化に繋がる取組で
	対象ですか。	あれば、学問分野は問いません。
24	概算要求時点では、取組例として社会	本事業においての支援は、あくまで
	人・留学生の積極的受入れが記載されて	も正規の課程を想定しています。
	いましたが、補正予算においてもこれら	
	は対象となりますか。例えば、DXを活	
	用した社会人リカレント教育は対象と	
	なりますか。(正課外の社会人リカレン	
	ト科目を正規課程と組み合わせて申請	
	することは可能ですか。)	
25	概算要求資料に記載されていた「AIやチ	今回の補正予算では対象ではあり
	ャットボットを活用したリアルタイム	ません。なお、「DX推進計画」にお
	に質問可能な体制の構築」や「図書館の	いて、計画の一部に記載いただくこ
	デジタル化」などの取組は、補正予算で	とはかまいません。
	の補助対象となりますか。	日はの世界がハかりかわったはエ
26	例えば、海外大学との連携によるCOL	具体の構想が分かりかねるため正
	などのオンライン国際教育のデジタル 技術による高度化は本事業の対象とな	確なお答えが出来ませんが、他の補
		助金により実施している事業に対
	りますか。	し、本事未の証質を重複して元でる。
27		具体の構想が分かりかねるため正
21	画であることが必要ですが、完成年度を	弾体の構造が力がりがねるため止 確なお答えが出来ませんが、本補助
	迎えていない学部・学科等も含め全学と	金を活用して行う取組については、
	して不可分な計画の場合、申請金額はど	Survivion 「DX推進計画」に基づく取組であ
	のように考えるべきですか。未完成の学	れば、特定の学部や研究所等を対象
	部・学科等については対象外として按分	とした取組があっても差し支えあ
	が必要ですか。	りません。ただし、完成年度を迎え
		ていない学部等を対象とする取組
		は対象になりません。
28	「DX推進計画」に基づく特定の学科に	「DX推進計画」に基づく取組であ
	おける取組も対象となりますか。	れば、大学の学部に置く特定の学科
		における取組も対象となります。
		(ただし、完成年度を迎えている必
		要があります。)

29	取組①について、学修者本位の教育事業であれば、LMSを活用しない取組でも対象となりますか。	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、LMSを活用しない取組は原則として対象となりません。
30	取組例①に関して、LMSの活用が必須と示されていますが、同様に学生ポートフォリオも活用が必須となりますでしょうか。また、LMS 及び学生ポートフォリオ等のシステムは、既に導入されていなければならないのでしょうか。	ポートフォリオの活用は必須では ありません。LMS及び学生ポート フォリオ等のシステムは、既に導入 していなければならないものでは ありません。
31	初年度にLMSの基礎部分の構築及び高度化に向けた追加機能の検討を行い、次年度に更なる高度化に向けた追加カスタマイズを行う計画とした場合、初年度の導入を補助対象とし、次年度以降の機能拡充・高度化に関するカスタマイズを自己財源で整備するといった内容での申請は可能ですか。	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、LMSを導入し、教育内容等の高度化につながる内容となっていれば、申請は可能です。
32	取組例①と取組例②それぞれにおいて、 必ず取り組まなければならない事項は ありますか。	お示ししている本事業の説明資料を基に、各大学等において適切にご判断ください。

【補	【補助額等】		
No.	ご質問	回答	
33	本事業の予算科目は何ですか。	大学改革推進等補助金です。	
34	補助上限額に満たない計画で申請する	可能です。	
	ことは可能ですか。		
35	示されている単価は事業総額ですか。そ	補助上限額です。	
	れとも補助上限額ですか。		
36	取組①は、連携校と申請した場合、補助	連携校と申請した場合も補助上限	
	上限額はいくらですか。	額は1億円です。	
37	補助の下限額は設定されますか。	下限額の設定はありません。	
38	補助率は何割ですか。	設置形態や学校種を問わず、10/	
		10の定額です。	
39	間接経費は措置されますか。	本事業では措置されません。	

【補	助対象経費等】	
No.	ご質問	回答
40	本事業は、どのような経費に充てることができますか。	主に、デジタルを活用した教育の先導的なモデルとなる取組を推進するために必要となる設備備品費、人件費・謝金、旅費、その他となります。なお、補助対象経費等の詳細については、公募要領のP.10以降及
41	人件費やソフトウェア使用料、クラウドストレージ、クラウドサービスの使用料等は補助対象経費に含まれますか。	び取扱要領を確認ください。 本事業の実施に必要となる人件費 やソフトウェア使用料等について は交付決定日以降に支出するもの、 契約したものについては補助対象 経費になります。
42	VRコンテンツを制作するための施設の 建築費・改修費に充てることは可能です か。	施設等の建設費・改修費に要する経費は、補助対象外です。 なお、設備備品の据え付け等に必要な経費(設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費、設備備品を設置し、調整するために必要な経費、設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費、設備備品の稼働に必要な電源の新設や、ガス、水道、排気、排水の配管に必要な経費)についても補助対象経費に含まれます。
43	据付工事費は補助対象経費に含まれますか。	設置にあたり据付が必要となる設備の場合、据付調整費は補助対象経費となります。
44	物品調達契約や必要な人員の雇用を交付決定前に行っても差し支えありませんか。(本事業は事前着工が認められますか。)	補助金の性質上、交付決定前に行った契約等については、補助対象とすることは出来ません。(本事業では事前着工は認められません。)例えば、交付決定前に稼働済もしくは契約済のシステム経費に対し、本補助金を充てることはできません。
45	LMSを令和3年度から3年かけて導入する予定ですが、問題はありますか。	本事業は令和2年度補正予算案に よる事業のため、例えば、令和2年 度に仕様の検討を行うなど、何らか の取組に着手している必要があり

	I	
46	無線LANの設置や学内ネットワークの 構築に係る工事費は対象となりますか。	ますが、その上でご質問の計画で申請いただくことは可能です。ただし、取組内容がLMSの導入のみに留まらず、教育内容の高度化につながる内容にしていただく必要があります。 具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、申請の取組を実施する上で必要となっトワークの整備であれば対象です。ただし、無線LANの設置や学内ネットワークの構築に係る内容にあることが必要であることが必要です。
47	取組例②について、VRを用いた実験・ 実習を行うためのシステムの開発費(共 同研究あるいは委託費等の費用)は補助 対象になりますか。	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、システムの開発費は補助対象です。ただし、事業の根幹をなす業務について、外注費や委託費による支出はできません。事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託(委任契約によるものに限る。)することは可能です。ただし、補助対象経費の総額の50パーセントを超える委託費は原則として認められません。ない予定です。
48	デジタル化するための機械は全て補助 対象でしょうか。例えばスキャナ、複合 機、カメラ、タブレット、パソコン等。	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、申請の取組を実施する上で必要となる物品費(設備備品費、消耗品費)は補助対象です。
49	教材提示用機器は全て補助対象でしょうか。教室利用するプロジェクターやディスプレイ、デジタルサイネージ等	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、申請の 取組を実施する上で必要となる物 品費(設備備品費、消耗品費)は補助対象です。
50	業者選定の際、相見積もりが必要です か。	本事業では複数社による見積もり は必須とはしませんが、各大学等に

おける契約上の取扱上、適切な取を行うようにしてください。なお採択後の契約においては、本補助は、補助金適正化法等が適用されため、一般競争契約(契約に関す公示をし、不特定多数の者による争をさせ、最も有利な条件を提示た者との間で締結する契約方式)	ふ金るる
採択後の契約においては、本補助は、補助金適正化法等が適用されため、一般競争契約(契約に関す公示をし、不特定多数の者による争をさせ、最も有利な条件を提示	金るる
は、補助金適正化法等が適用されため、一般競争契約(契約に関す公示をし、不特定多数の者による争をさせ、最も有利な条件を提示	るる
ため、一般競争契約(契約に関す 公示をし、不特定多数の者による 争をさせ、最も有利な条件を提示	る
公示をし、不特定多数の者による争をさせ、最も有利な条件を提示	
争をさせ、最も有利な条件を提示	競
た者との間で締結する契約方式)	し
	を
採る必要があります。	
51 対象とならない経費はありますか。 詳細については、公募要領等をご	確
認ください。例えば、施設の建設	
教職員に係る経常的な人件費、そ	
他本補助事業の遂行に関係のな	_
	-
ません。	
52 連携関係のある外国の大学から技術提 事業を遂行するために真に必要	な
供を受ける場合、謝金を補助金から支出し専門的知識の提供等について協	
することはできますか。 を得た人に対する謝礼については	. –
53 取組を実施にするにあたり必要な設備 事業を遂行するために真に必要	な
を海外から購入することはできますか。 設備備品の購入など環境整備費(_
備費)については、補助対象です	
54 本事業の補助金を活用して学生ポート 本事業の補助金を活用して学生	
フォリオのシステムを購入することは、一トフォリオのシステムを購入	ਰ
可能ですか。また、購入可能な場合、令しることは可能です。令和3年度以	_
和3年度以降に本事業の補助金を活用して購	
して購入したシステムについて、大学自ししたシステムについて、大学自己	
とは可能でしょうか。 とは可能です。	
55 LMSを活用した遠隔授業等の推進のた 具体的な計画が分かりかねるため	5
めに令和3年度1回生全員に貸与する 正確にはお答えしかねますが、本	•
PCの整備を考えております。PCは貸与 業はLMSを活用して個別最適化	_
の手続きと資産登録等の作業のためにしれた学びの実現等を行っていた	
3月中に納品にて検討をしています。 く事業であるため、遠隔授業推進	
PC整備費は補助対象に該当しますか。 ためのPC整備については補助対	
とはなりません。	
56 他の大学改革推進等補助金における取 本事業においては該当しません。	
扱要項において、設備備品費は補助対象	
1 1	
経費の70%を超えないように記載があ	l

	か。	
57	外注費と委託費の考え方について、外注	外注費は請負契約、委託費は委任契
	費は請負契約、委託費は委任契約(その	約(その他(諸経費)で計上)とな
	他(諸経費)で計上)になりますか。な	ります。なお、補助対象経費の総額
	お、委託費については補助対象経費総額	の50パーセントを超えてはなら
	の50%を超えてはならない制約があり	ないのは委託費に関してであり、外
	ますが、外注費に関しては制約がないと	注費に関しては制約がないものの、
	理解してもよろしいですか。	事業の遂行に必要な範囲内で計上
		することが望まれます。

【縚	費の繰越等】	
No.	ご質問	回答
58	令和3年度に繰り越して事業を実施することは可能ですか。	本事業は令和2年度第3次補正予算案による事業のため、一定の手続きが必要となりますが、令和3年度に繰り越して事業を実施することができるよう、調整中です。なお、本事業は令和2年度補正予算案に計上されているため、例えば令和2年度に仕様の検討を行うなど、何らかの取組に着手している必要があります。(本事業は令和2年度第3次補正予算案上、財政法第14条の3に規定する「繰越明許費」となっています。)
59	申請書上、様式2及び様式3については、令和2年度分の計画のみを記載すればよいですか。それとも令和3年度分の計画も含めて記載すべきですか。	本事業は令和2年度第3次補正予算案による事業のため、原則として令和2年度内に実施する事業計画を記載いただくこととなりますが、現時点において、事業計画が明らかに令和2年度内に完了しない場合には、令和3年度に実施予定の計画も含めた形で様式2及び様式3を作成してください。No.60のとおり、文部科学省において令和2年度予算の繰越手続きを行うことを予定しています。
60	令和3年度への繰越が認められた場合、 各大学等が個別に繰越のための手続き を行う必要があるのでしょうか。	令和3年度への繰越手続きにあたっては、各大学等から個別の繰越事由を求めず、文部科学省において手続きを行います。
61	人件費、ソフトウェア利用料及び役務費等は、令和3年度に繰り越すことは可能ですか。	No.58及びNo.59の回答を参照く ださい。
62	令和3年度への繰越について、真に止むを得ない場合との説明がありましたが、 政府調達等手続きに期間を要する物や、 システム構築に2か月以上を要するような場合は、「真に止むを得ない」ものと して繰越が認められると考えてよいで	No.58及びNo.59の回答を参照く ださい。

	すか。	
63	設備等の導入に時間を要し、年度内の完了が困難な場合であっても、申請時には 令和2年度内に完了する計画とする必要はありますか。	No.58及びNo.59の回答を参照く ださい。
64	本事業を活用してクラウドサービスを 契約する場合、2021年3月から1年間 分の利用料は補助対象になりますか。	No.58及びNo.59の回答を参照ください。ただし、交付決定日以降の利用料が対象となります。
65	オンライン授業サポートを行う人員について、令和3年3月に雇用契約を締結すれば、1年分の人件費を本事業で支出することは可能ですか。	No.58及びNo.59の回答を参照ください。ただし、交付決定日以降の人件費が対象となります。
66	令和2年度中にどこまでの作業が完了 していなければなりませんか。(例 設 備を発注した場合、契約締結、発注書送 付、納品書受領、検収書送付、請求書受 領、支払処理のどの工程までが完了して いる必要がありますか。)	No.58及びNo.59の回答を参照く ださい。
67	設備費を使用しての設備の整備も令和 2年度3月末日までに完了する必要があ りますか。	No.58及びNo.59の回答を参照く ださい。
68	翌年度に繰り越して事業を実施する場合、改めて事業計画書の再作成が必要になりますか。また、繰越が承認されるまでの間、経費支出が認められないなど留意することはありますか。	No.58及びNo.59の回答を参照ください。なお、翌年度に繰り越して事業を実施する場合、事業計画書の再作成は不要です。また、翌年度への繰越が認められれば、令和3年度においては、当初から経費支出が可能です。

【隼	【申請書等の記載方法等】		
No.	ご質問	回答	
69	申請書記載例にある「事業終了時点」とは、補助事業終了時点(令和2年度末、繰越の場合は令和3年度末)を指すのか、補助事業終了後の教育への展開期間を含めた「(令和4年度以降も含めた)全体的な事業期間」のどちらでしょうか。また、補助事業終了時点での達成目標とした際に、教育効果に限らず記載してもよろしいでしょうか。	繰越が可能となった場合は、事業計画書に記載した補助事業すべてが完了した時点において成果が求められます。その後についても、必要に応じて成果を求める場合があります。(No.19の回答も参照してください。)なお、補助事業終了時点での達成目標は、教育効果も含め、できる限り多面的に記載してください。	
70	様式2に表や図を掲載したい場合は、参 考資料にしなければなりませんか。(本 文中に表などを図示しても構いません か。)	本文中に表や図を入れることは差し支えありませんが、その場合もA45枚以内としてください。	
71	様式2の枠外の注書きや様式3の未使用行・項目等申請に内容に影響を及ぼさない部分は削除して良いですか。	構いません。 なお、様式3については、計算式等 様式の表示に影響がないように削 除してください。	
【審	查方法等】 适方法等】		
No.	ご質問	回答	
72	審査はどのように実施しますか。	外部有識者で構成される委員会に て審査を行う予定です。	
73	評価の観点はどのようなものですか。い つ示されますか。	外部有識者のご意見を伺った上で、 近日中にお示しする予定です。観点 としては、例えば、実施体制、実現 可能性、先導性、普及可能性、取組 の効果測定方法などが考えられま す。	
【ス	ケジュール】		
No.	ご質問	回答	
74	採択はいつ頃を予定していますか。	3月上旬頃の交付決定を予定しています。	

【そ	【その他】		
No.	ご質問	回答	
75	取組①について、例えば、既存のLMSから別のLMSに変更した上で、データ分析、利活用を行うことは可能ですか。その場合、留意することはありますか。	既存の取組を基礎として、その成果をもとにした発展的な取組、さらなる高度化を目指す取組は対象です。なお、データの利活用という新たな観点が加わっていますので、LMSのデータの管理・運用に係る契約形態、学内におけるデータ利活用に係る運用方針などについてあらかじめ明確にしておく必要があると考えられます。	
76	申請状況や選定状況は公表されますか。	選定状況は公表予定です。	
77	不採択の場合となった場合、不採択の旨の通知はされますか。	採択された取組を公表する予定です。不採択となった場合は、特に通知しません。	
78	本事業は令和2年度第3次補正予算に計上されていますが、令和3年度当初予算(案)における対応はどうなっていますか。	令和3年度当初予算(案)には、計 上されていません。	
79	本事業は令和2年度補正予算のみの事業ですか。令和4年度に改めて予算計上はありますか。	令和2年度限りの事業です。令和4年度以降の取扱については、現時点では未定です。	
80	本事業の成果報告はいつ行われる予定ですか。	補助事業を完了した場合、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実積報告書を文部科学大臣宛に提出いただく予定です。	
81	事前に文科省に対して個別相談を行う ことは可能ですか。	スケジュールの関係等により、事前に個別の相談はお受けしておりません。ご質問への回答については、Q&Aに追記して適宜更新していく予定ですので、Q&Aをご参照ください。	
82	LMSと他のデータ連携や分析システムのカスタマイズ等の委託開発費を申請し採択された場合、次年度以降に委託業者によって開発されたソフトウェア等をパッケージ製品として他大学に販売することは問題ないか。	具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ません。その上で、補助期間における取組が、開発に留まるのみでは、申請要件を満たしませんので御留意ください。また、開発製品の販売については、補	

		助金等に係る予算の執行の適正化
		に関する法律第七条第二項「各省各
		庁の長は、補助事業等の完了により
		当該補助事業者等に相当の収益が
		生ずると認められる場合において
		は、当該補助金等の交付の目的に反
		しない場合に限り、その交付した補
		助金等の全部又は一部に相当する
		金額を国に納付すべき旨の条件を
		附することができる。」に抵触する
		恐れがあることにご留意ください。
83	事業を繰越した場合、会計基準上、交付	各大学等における会計基準上の取
	決定日の年度に補助金収入として計上	扱については、各学校種及び各大学
	しても問題ないですか。もしくは事業終	等それぞれの補助金収入の取扱に
	了後の年度に計上することになります	準じて計上いただくことになりま
	か。	す。
84	業者からの見積書類の添付は必要です	業者からの見積書類の添付は不要
	か。また、必要であった場合、原本証明	です。なお、本事業では複数社によ
	の押印は必要ですか。	る見積もりは必須とはしませんが、
		各大学等における契約上の取扱上、
		適切な取扱を行うようにしてくだ
		<u>さい。</u>
85	実績報告書に関して、記載項目の指定や	今後、 交付要綱 <u>及び取扱要領をご確</u>
	分量の目安はありますか。	<u>認ください。</u> 等をお示しする際に合
		わせてお示しする予定です。